

準備と罫縮

疑問に答える



も く じ

はじめに	iii
軍縮の種類と量	1
核兵器	4
化学・生物兵器	15
通常兵器	16
宇宙空間の非軍事化	17
環境の変更	18
信頼醸成措置	19
軍縮への包括的アプローチ	20
軍縮機構	21
軍縮特別総会	23

はじめに

1982年、第2回国連軍縮特別総会は全会一致で世界軍縮キャンペーンを発足させた。この軍縮キャンペーンには三つの大きな目的がある。つまり均衡がとれ、事実を重視した客観的な方法によって、すべての地域において軍備制限と軍縮を進める国連の目的について広報、教育し、一般市民の理解と支援とを生み出すことである。

国連軍縮局は、軍縮キャンペーンの始まる前から、そして特に始まってからはそうだが、特定の読者を対象とすることなく、軍縮に関する各種の問題やその展望について情報を提供すべく努めてきた。軍縮に関する資料の要請は最近とみに増えており、とくに世界各地のNGOや教育界、図書館、マスコミからの要望が大きい。そうした要望に応えるため、軍縮局は今後も簡単な、読みやすいスタイルで、軍縮キャンペーンの支持者たちがとくに関心を抱く軍備制限と軍縮の問題を折にふれて取り上げてゆく考えである。この小冊子は以上のような意図で発行されたものの一つである。

軍備の種類と量

1. 軍備には主としてどんな種類がありますか

現代の軍備は、大きく分類すると核兵器、その他の大量破壊兵器（生物・化学兵器など）、通常兵器の三つになります。

2. 核兵器とは何ですか

核兵器とは単に通常兵器をより大きく、より破壊力の強いものにしただけでなく、まったく新しいタイプの兵器です。核兵器が放出するエネルギーは、何億分の1秒で起こる原子核の分裂もしくは融合によって生じます。そうした爆発は、衝撃波や爆風、熱や火事、瞬間的あるいは時間の経過とともにその影響が表われる放射線によって恐るべき荒廃をもたらします。今日の技術をもってすると、一個の兵器によって、歴史上すべての戦争で使われた全通常兵器が放出したよりもはるかに大きなエネルギーを何億分の1秒かで放出することさえ可能です。

3. 世界の核兵器貯蔵量はどのくらいですか

これまでの推定によると、世界には現在5万発以上の核弾頭が存在しています。世界の核兵器の爆発威力の総計は、13キロトンの爆発威力をもつ広島型原爆の100万倍に相当します（1キロトンは通常の高性能火薬またはTNT1,000トンに相当、メガトンはTNT100万トンに相当する）。

4. 「核兵器体系」とは何ですか

「核兵器体系」は、運搬手段と核搭載部分（弾頭もしくは爆弾）を合わせた全装置を指します。運搬手段は地上、海中、空中から発進できます。それぞれの間には、たいした区別はないのですが、習慣的に、核兵器体系を分けて、射程6400キロ以上の場合は戦略核、2400から6400キロの場合は中距離核、800から2400キロの場合は準中距離核、800キロ以下は近距離核とみなしています。また戦場で使用される場合は戦術核と呼ばれています。

5. 1運搬手段でどのくらいの核弾頭を運ぶことができますか

空の運搬手段は爆弾もしくは巡航ミサイルを運ぶことのできる航空機です。地上および海中発射の運搬手段は複数の核弾頭つまり1個から14個の弾頭を運

ぶことのできるミサイルです。1基のミサイルで複数の弾頭を運ぶことができ、また数個の目標を設定することができます。すなわち MIRV 化^{マ-ブ}ができます。その結果各種の目標に対し正確に命中させることができます。(MIRV とは、Multiple independently targetable re-entry vehicle = 個別誘導多核弾頭の略です。各弾頭の大きさは潜水艦発射の場合は、40キロトンから1メガトン、地上発射の戦略ミサイルの場合は数百キロトンから数メガトンにも及びます。中距離ミサイルは数キロトンから1メガトンの弾頭を運ぶことができます。航空機は数キロトンから数メガトンの核弾頭を運ぶことができ、単核弾頭をつけた巡航ミサイルは200キロトンまでの弾頭を運ぶことができます。戦術もしくは戦場兵器(たとえば砲弾や地雷)、短距離ミサイルの弾頭は1キロトンから数百キロトンまで及びます。

6. その他の大量破壊兵器に何がありますか

一般に核兵器に結びつけられる兵器に相当するだけの大規模かつ広範な致死効果をもつ兵器のことを意味し、たとえば化学、細菌(生物)、放射能兵器があります。

7. 化学、生物兵器とは何ですか

生産、貯蔵が容易な化学兵器には様々なものがあります。もっとも致死効果の高いのが神経ガスで、これは一瞬のうちに相手を殺してしまいます。もっとも致死効果が低いのが催涙ガスのような無力化兵器です。二元兵器は特殊なタイプの化学兵器で、個々の化学剤の毒性はそう強くないが、二つの化学剤が運搬中に化合もしくは互いに衝突しあうことによって猛毒を生み出すものです。化学兵器とちがって生物兵器は、その本体が何であれ、微生物、生物または毒素に基づくものです。化学、生物兵器のいずれも1925年のジュネーブ議定書によってその使用が禁じられています。また、1972年の生物兵器禁止条約は、その使用ばかりでなくすべての生物兵器の生産、開発、貯蔵を禁止しています。

8. 通常兵器の主な種類としては何がありますか

通常兵器とは、一般に陸、海、空軍が陸海空で使用する伝統的な兵器のことを指します。地上で使用する兵器は、個々の兵士が持つライフル銃から大砲やロケット、戦車その他の装甲車に及びます。海軍用の兵器は、フリゲート、駆逐艦、巡洋艦や航空母艦、または潜水艦に装備されるものです。航空機には小型戦闘機から大型爆撃機にまで及び、戦闘爆撃機、ヘリコプター、偵察機も含

まれます。また精密誘導兵器のようにかつてなかったほど命中精度の高い新型の通常兵器も生産されています。

9. 世界の通常兵器の貯蔵量はどのくらいですか

通常兵器に関する国連の最近の研究によると、世界が保有する通常兵器は14万台をこす戦車、3万5000機以上のヘリコプター、1100隻以上の軍艦で、さらに700隻以上の攻撃用潜水艦があります。また世界の総軍事費のおよそ5分の4が、通常兵器と軍隊のために充てられていると推定されています。

10. 第2次世界大戦以来、通常兵器による紛争は何回起りましたか

推定によると、第2次世界大戦以来通常兵器による戦争は150回以上起きています。これらの紛争によって何人の死者が出たのか、正確な数は分かりませんが、通常兵器の軍備に関する最近の国連の研究によると、およそ2000万人以上の人々が死んでいます。

11. 世界の軍事費の総額はどのくらいですか

1983年の世界の軍事支出の総額は、8000億ドルを超えています。これはもっとも信頼できる情報に基づくもので、これによると世界の軍事支出は毎分150万ドル以上という計算になります。これは1960年の軍事支出の2倍以上、1949年の軍事支出に比べるとほぼ4倍にもなります。

この割合でみると、すべての発展途上国に対する1983年度政府開発援助総額の343億ドルは、世界の軍事支出のわずか15日と15時間分でしかないのです。最近の国連の研究は、もし最近の傾向が続くなら、世界の軍事費は1990年になる前に現在のドル換算で年1兆ドルに到達もしくは越えるであろう、と強調しています。

核兵器

12. 核兵器国の数はどのくらいですか

5カ国です。取得の順序でアメリカ、ソ連、イギリス、フランス、中国の5カ国です。核兵器に関係する基礎技術についての知識がますます広がっており、簡単な原子力装置を生産する能力は、容易に取得できるようになるかも知れません。

13. 核兵器が使われるのはどのような状況の場合ですか

第二次大戦中に広島と長崎に原子爆弾が投下されて以来今日までまったく使用されておきませんが、現代的核兵器が使用されるとすれば、それは核保有国が直接もしくは間接に戦争に巻き込まれる様な場合でしょう。さらに事故や設備の故障または核保有国の司令、管制、通信、情報システムに不都合が生じたことによる誤算や誤解、それにテロ行為の結果としてなどにおいて核兵器が使われる危険は増しています。設備の故障またはその他の重大な事故はこの30年間に数回起きたと報告されています。

14. 核兵器が使用された場合の影響は何ですか

核兵器に関する国連の報告によると、100キロトンの比較的小型の爆弾が都市上空で爆発した場合、少なくとも半径5～6キロ以内の建物の半分は倒壊、その範囲外の家屋も多数壊れてしまいます。中心半径（ゼロ地帯、すなわち爆発した地点からおよそ2キロ）内のほとんどすべての人は爆風及び飛び散るガラスや金属破片によって即死するか、熱や火事、窒息によって死んでしまいます。爆心地のくすぶる火によって生じるガスのために、シェルターの中でも絶対安全とはいえないかも知れません。爆風による裂傷が少なく、また爆風やその際発生した火事による火傷が軽かったため生きのびることができても、多くの人たちは放射能の影響をうけます。

15. 多くの都市が核爆弾の攻撃を受けたらどうなりますか

推定によると、敵・見方合わせて1万メガトンの核が使用されるような全面核戦争が起き、そのうちの半数が都市上空で爆発した場合、10億以上の人々がほとんど即死、それとはほぼ同数の人々が重軽傷をおいます。したがって、世界人口のほぼ半数が戦争の犠牲者となります。そうした戦争は社会の正常な機能

を崩壊させ、病院や医療サービス、水道、電力、暖房、運輸、生産並びに通商制度は消滅してしまうでしょう。

16. 本格的核戦争は気候に重大な影響を与えますか

この問題は現在科学者による総合的な調査研究のテーマです。しかしこれまでの推定によると、核兵器の使用によって気候に影響が出るとされています。というのは核兵器は、実際に使われた地域ばかりでなく、そこから遠く離れた地域にも影響を及ぼすからです。気候に影響を与える核戦争はどの程度の規模かという点については推定にかなりの差があります。ここで気候への影響という場合、大気中の煙やチリ、すすによって何カ月もの間日光がほとんどさえぎられてしまう状態も指します。その結果、大部分の植物が死んでしまい、地球上で続いてきた食糧供給体系に終止符が打たれることとなります。直接影響を受けた地域の温度はしばらくはマイナス25度の状態が続きます。したがって、爆発そのものによる破壊に加え、核戦争の生存者は恐らく、凍るような寒さや飢餓、有害汚染物、放射性降下物、水不足に直面することになるでしょう。核戦争はまた、地球上の生物を保護する大気中のオゾン層の大部分を破壊する結果、地表は紫外線の大量放射にさらされることになるでしょう。

17. 核兵器の使用禁止のためにどのような措置がとられていますか

国連はその創設以来、核兵器の使用禁止のための努力を続けてきました。核兵器の使用は国連憲章の違反であると主張し、核兵器を禁じる条約、その他の国際協定を求めた決議がこれまでも2,3回採択されています。しかし、そうした協定を起草するための交渉はまだ行われていません。核保有国の中では中国が1964年、核兵器を使用する最初の国とはならないとの一方的誓約を行いました。1982年、ソ連は先制核使用国とはならない義務を果たすとのべ、同様の義務を他の核保有国にも要請しました。しかし、一方的誓約の具体的価値については多くの国が疑問を呈し、核戦争防止の問題はすべての戦争を防止することとの関連で考えられるべきで、また効果的な核軍縮措置は検証のための査察協定という枠組みの中で検討されるべきで、通常兵器、核兵器をとわず、軍事力の総合的なバランスの関係においてのみ実施出来るとの見方をとっています。総会はこれまで何回となく核戦争防止措置を呼びかけてきました。たとえば核兵器の使用禁止、核軍備競争の停止並びに縮少への転換、信頼醸成措置がそうです。総会はまた、ジュネーブ軍縮会議に対し、核戦争防止のための具体的措置について合意出来るような交渉をするよう要請しています。これについては

軍縮会議は今のところ具体的な成果をあげていません

18. 核兵器廃絶のために何か行われていますか

原子力時代の幕開け以来、国連は原子力兵器の全面的廃絶と原子力の平和利用の目標をかかげて努力してきました。1978年の軍縮特別総会は全会一致でこの決意を再確認しました。さらに特別総会は、あらゆる面における核軍備競争を停止し、さらに削減へ転換することが不可欠であるとのべ、核兵器の全面的廃絶が究極的目標であると主張しました。この数年、この目標達成のために各種の措置が提案されてきました。それには核兵器の廃棄、生産停止、兵器級核分裂性物質の生産中止、非核地帯の設置などがあります。

19. 特に核戦争防止を目指した協定がありますか

1973年、アメリカとソ連は核戦争防止協定に署名しました。これによって両当事国は、相互関係が悪化して危機をもたらすような事態を防止すべく行動し、軍事対決を回避し、また両国間もしくは他の国間の関係が核戦争の危険をほらむと思われるさいには、緊急に協議に入ることに同意しました。

20. 偶発核戦争を防ぐためどのような措置がとられていますか

事故もしくは通信系統の不備による戦争の危険を少なくする手段の一つには、「ホットライン」として知られるようになったワシントンとモスクワとを結ぶ直接通信回線の設置があります。このホットライン協定は1963年に調印され、それぞれの都市にテレタイプの送受信器がおかれ、1本は有線、他の1本は無線の2つの常時二重回線を備えています。1971年に調印された「米ソ間直接通信ライン改善措置に関する協定」は、衛星通信回線を利用する2本の追加を規定しました。1984年、米ソはホットラインをさらに改善し、地図や図表、通信文をファクシミリで送ることができるようにしました。直接通信ラインは仏ソ間、英ソ間にも設けられています。

21. 事故や誤解による危険を少なくする協定は他にもありますか

1971年、米ソは「核戦争発生危険を減少させるための措置に関する協定」に調印しました。いわゆる核事故協定といわれるものです。この協定によって米ソは核兵器の偶発的使用もしくは無許可使用がないよう自国の技術的な安全措施を改善することを約束しました。また、偶発的なミサイルの発射があった場合は直ちにその旨を相手に通告し、しかもその場合には自分のところで発射して

しまったミサイルを破壊することを約束しています。各当事国はまた、相手の方向に向けた自国領土を超える実験発射計画については、事前に通告することも誓っています。1979年のSALT II条約では、この協定が2もしくはそれ以上のミサイル発射にも適用されるように拡大されました。たとえそのミサイルが自国領土内にとどまると考えられる場合でも、事前に通告しなければなりません。同じような協定が1976年にソ連とフランス、1977年にソ連とイギリスの間にも結ばれました。

22. 核実験で禁止されていたものはありますか

核実験は一般的に核兵器の精度向上もしくは拡散の場合に行われます。1963年の部分的核実験禁止条約（PTBT）は大気圏内、宇宙空間、水中での核実験を禁止しました。条約はソ連、イギリス、アメリカの3カ国によって交渉され、現在までにこれら3カ国の他108カ国によって批准されています。また、この条約は、実験国の領域外に放射性降下物を降らすような地下核実験も禁止しています。この部分条約（PTBT）は査察を受けることなく自国の技術的手段によって検証することができます。条約加盟国は地下での実験も含め、すべての核実験を禁止する包括的核実験禁止のための交渉を続けてゆく義務を課せられています。中国とフランスはPTBTに調印していません。核兵器のあらゆる実験を禁じるための努力が国連の中で続けられてきました。検証の問題も含め、各種の問題について意見の一致を見ることができず、これまでのところ交渉は失敗に終わっています。さらに、核実験禁止に与えられる優先度についても見解の相違が存在しています。軍縮会議はいかなる核実験をも禁じる問題を取り上げていますが、そのメンバーの間にアプローチの仕方に相違ができています。多くの国は、条約の締結に関する問題は十分に審議し尽されたとして即時交渉を求めています。が一方核実験禁止に関するすべての問題を討議することは有益であり、まだ交渉を始める時には至っていないとする国々もあります。アメリカは、包括的実験禁止が同国の長期的軍備管理目標の一要素ではあるが、そうした禁止は現在の状況のもとでは「核兵器の脅威を減らし、核のバランスの安定を維持」する役に立つとは考えられない、とのべています。

23. 地下核実験の制限のため1963年以来何が行われてきましたか

1974年に調印され、地下核実験上限に関する条約（TTBT）として知られる米ソ間の二国間条約は、150キロトンを越える威力をもつすべての地下核実験を禁止しています。核実験は特定の場所に限定され、かつ条約は相互の地震学

的検証を可能にするための技術的データの交換を定めています。TTBT はまた、包括的核実験禁止のための交渉を続けるよう当事国に義務づけています。1976年の「平和目的核爆発に関する条約」は、1発では150キロトン以上の核爆発もしくは合計で1,500キロトン以上に達する一連の爆発を禁止しています。そうした核爆発は、核威力の制限が守られているかぎりどこでも行うことができます。しかし、これらの条約はいずれもまだ批准されておられません。

24. 核実験は続いていますか

1945年から1963年までの18年間にあらゆる環境で行われた核実験は、526回に及ぶと推定されています。うちアメリカが331回、ソ連が164回、イギリスが23回、フランスが8回行いました。部分的核実験禁止条約の調印から1983年末までの20年間に、1000回以上の核実験が行われました。1963年以降は部分的核実験禁止条約に加盟しているいかなる国も大気圏内、宇宙空間、水中での核実験は行っておりません。しかし地下核実験はアメリカ（398回）、ソ連（363回）イギリス（13回）によって行われてきました。1974年、インドが地下核装置を爆発させ、それ以来、爆発は平和目的のためだけに行ったのだとのべてきました。

部分的核実験禁止条約の調印国ではないフランスと中国は、多くの核実験を行ってきました。フランスは1960年に最初の核実験を行い、1963年から1983年末までに112回の核実験をしております。大気圏内での核実験は1974年に停止されました。中国の最初の核実験は1964で、それ以来1983年末までに27回を行いました。大気圏内での最後の実験は1980年に行われました。

25. 全面核実験禁止のために最近どのような努力が行われていますか

1977年から1980年にかけて、地下核実験を含む全面核実験禁止条約のためにソ連、イギリス、アメリカによる三者交渉が行われました。交渉は1980年に中断され、今までのところ再開されておられません。国連総会は核実験禁止条約の締結と、この条約に合意が得られるまでの核実験凍結をくり返し要請してきました。大気圏内での実験停止は、環境保護措置としてかなりの効果を発揮してきました。全面的な核実験禁止は、新型核兵器の開発を防止するばかりでなく、環境保護効果をさらに上げるでしょう。

26. 核兵器の拡散を防止するためどのような措置がとられていますか

核拡散防止条約（NPT）は1968年に調印され、1984年末までに米英ソの核兵器国も含め125カ国が加入しました。同条約の主要規定によると、その当事国である核保有国は核兵器もしくはその他の核爆発装置を他国へ譲渡しない義務を負う一方、非核保有国はそうした兵器や装置を受領、製造または取得しない義務を負うとされています。条約は平和目的の核エネルギーの開発を行う権利を保護していますが、非核保有国は国際原子力機関（IAEA）と交渉で結ばれる協定が規定する保障措置を受け入れなければなりません。また核保有国は核軍縮の効果的措置について誠実に交渉を進めてゆかなければなりません。フランスは条約加盟国ではありませんが、NPTの規定を順守すると発表しています。中国は、NPTはその本質においては基本的に差別的であると主張し、NPTに対して批判的な見解をいろいろな機会に表明してきました。しかしこの様な立ち場にもかかわらず、中国は核兵器の拡散を支持または奨励することも、他の国々が核兵器を開発するのを援助することもしない、とくり返しのべてきました。

27. 非核兵器地帯の設置を規定する条約はありますか

1967年のラテン・アメリカ核兵器禁止条約によって、ラテン・アメリカは非核地帯となりました。これは一般にトラテロルコ条約として知られているものです。現在この条約に加盟しているラテン・アメリカ25カ国は核兵器の実験、生産、取得を行わないと誓い、かつその領土内で他の国にそうさせることや、核兵器を設置もしくは配備することを認めないことになっています。追加議定書Ⅰのもとで、この条約の適用範囲内に属領などを持つ国、すなわちフランス、オランダ、イギリス、アメリカの4カ国は、法律上もしくは事実上、国際的に責任を有するこれらの地域の非核化に同意するとなっています。現在追加議定書Ⅰを批准している国はオランダ、イギリス、アメリカの3カ国です。フランスはそのうちにしかるべき判断をするとしています。さらに追加議定書Ⅱによって、すべての核保有国はラテン・アメリカの非核武装化の地位を尊重し、条約の当事国に対して核兵器を使用せず、かつ使用すると威嚇を行わないことを約束するとしています。トラテロルコ条約は、世界の中で人間の居住地域を非核化する唯一の条約です。

28. 非核兵器地帯の設置を規定する条約は他にもありますか

1959年の南極条約は南極大陸および南緯60度以南の地域の非軍事化および非核化、それに核実験の禁止を規定しています。1967年の宇宙条約は核兵器を宇宙空間に設置もしくは軌道にのせることを禁じ、1979年の「月およびその他の天体における活動を律する協定」はさらに、これらの地域における禁止をさらに徹底させています。1971年の海底条約は海底および海床における核兵器の設置を禁止しています。また、核兵器の貯蔵、実験もしくは使用する目的の施設を据えつけることも禁止しています。これらの条約は、核兵器が実験、配備または使用される地域もしくは環境を少なくさせ、さらに多くの非核化地帯を作るものです。

29. 他に非核化地帯の設置は提案されていますか

アフリカ非核化宣言が1964年、アフリカ統一機構（OAU）によって採択されました。これに関連して、国連総会はアフリカ大陸を非核化地帯として尊重するようすべての国にくり返し要請するとともに、南アフリカの核能力の向上を非難してきました。非核化地帯はバルカン半島、中央ヨーロッパ、北欧、地中海、中東、南アジア、南太平洋についても提案されています。中東に関しては、その地域に非核化地帯を設置するよう直接の関係当事国に要請した総会決議に対してはコンセンサスによる支持が見られます。

30. 戦略兵器を制限するためにどのような措置がとられてきましたか

核拡散防止条約が1968年に署名された時、米ソは戦略兵器制限交渉（SALT）に入る意思であることを発表しました。1972年、最初のラウンドの交渉は、第一次SALT協定をもって終了しました。これらの協定には「弾道弾迎撃ミサイル条約」（ABM）及び「戦略攻撃兵器の制限に関する一連の措置についての暫定協定」が含まれます。

31. 弾道弾迎撃ミサイル条約とは何ですか

1972年のABM制限条約は弾道弾迎撃ミサイル（ABM）基地の無制限な設置を防止するもので、とくにABMの数を制限し、かつその配備を2地域に限定しています。しかも1地域には100基以下のABMを配備すると定めています。また当事国、すなわち米ソは移動ABMシステムもしくは地上、海中、空中、宇宙空間から発射されるABMシステムを開発、実験、配備しないこ

とを約束しています。さらに条約は検証はそれぞれの国の技術手段によって行うこと、諸規定の履行についてあいまいさや疑問が生じた場合、これを審議する常設協議委員会を設置することも規定しています。1974年、両当事国はA BM の配備を各国1カ所に制限する議定書に調印しました。

32. 戦略的攻撃兵器を制限する暫定協定とは何ですか

1972年の協定は、より包括的な協定が締結されるまで、アメリカとソ連は5年間、戦略的弾道弾発射台の数を制限することを決めています。5年の期間が過ぎた1977年9月、両当事国は暫定協定の規定をその後も順守するとの公式声明を発表しました。暫定協定の規定により、米ソの両当事国は1972年7月1日以後は固定式地上発射大陸間弾道ミサイル（ICBM）発射機の追加建設を開始しないこと、また軽ICBMのための地上発射装置を、重ICBMのための地上発射装置に転換しないことを約束しました。暫定協定はまた、潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）と新鋭型潜水艦の数は、ソ連については950基と62隻、アメリカについては710基と44隻に限定しています。

33. SALT II 条約とは何ですか

第2次戦略兵器制限交渉（SALT II）は1972年に始まり、その結果として戦略攻撃兵器の制限に関する条約が生まれました。SALT IIの基本的枠組についての交渉は1974年、ウラジオストックで米ソによって初めて行われました。条約は1979年、ウィーンで署名されて、各当事国は戦略核運搬手段の総数をまず2400に減らし、さらに1981年末までに2250とすると規定しました。条約はMIRV（個別誘導多核弾頭）化弾頭ミサイルの発射装置および長距離巡航ミサイル装備の重爆撃機の合計は1320をこえないものとするとう規定しました。さらにMIRV化弾道ミサイル数の上限を1200とし、その1200の枠内で大陸間弾道ミサイル（ICBM）の合計は820をこえてはならないとしました。MIRV化ICBMは各10個の弾頭、SLBMはそれぞれ14の弾頭、また重爆撃機は平均28の巡航ミサイルまでと制限されました。条約の有効期限は1985年末とされていました。条約の議定書は移動式ICBM、射程600キロ以上の地上、海中発射の巡航ミサイル、空中発射弾道ミサイルの配備を1981年12月31日まで禁止しました。

34. その他SALT IIで合意に達した協定がありますか

原則に関する共同声明の中で、米ソの当事国は戦略上の安定を強化し、もっ

とも安定を乱す戦略防衛兵器を制限し、奇襲攻撃の危険を減らし、戦略的攻撃兵器数の実質的削減を求め、その質的改善を抑制することに合意しました。また、1979年6月現在の攻撃兵器の数をリストにした基本データに関する協定にも署名しました。

35. どのような基本データが合意されましたか

基本データに関する協定は、米ソがその戦略的攻撃兵器の数に関して行った最初で最新の包括的な声明を取り上げており、以下の通りになっています。

	アメリカ	ソ 連
I C B M 発射装置	1,054	1,398
固定 I C B M 発射装置	1,054	1,398
MIRV 化 I C B M 発射装置	550	608
SLBM 発射装置	656	950
MIRV 化 SLBM 発射装置	496	144
重爆撃機	573	156
射程 600 キロ以上の巡航ミサイル装備の重爆撃機	3	0
A S B M (空中発射弾道ミサイル)	0	0

S A L T II に関する交渉の席上、アメリカは、ソ連の爆撃機 T U - 22 (バックファイヤーともいわれる) は大陸間戦略兵器であると主張しました。それに対してソ連は当航空機は中距離爆撃機であるとの見解を述べ、ブレジネフ書記長がカータ大統領に手渡した声明で、同機はアメリカ本土内の目標を攻撃する能力を持つことはないと論じました。アメリカは、S A L T II 協定に入るのはその声明に述べられた約束に基づいてである、と強調しました。

36. S A L T II 条約の状況はどのようになっていますか

S A L T II 条約は国際情勢の悪化もあってまだ批准されていませんが、米ソはともに、他方が条約の規定を順守する限り、自国もそうするとのべています。総会は、S A L T II 条約の早期発効を求めていくつかの決議を採択しています。

37. S A L T 体制はその後どのような展開をみせていますか

ソ連とアメリカは1982年6月、新しいラウンドの戦略核兵器体系に関する交渉を開始しました。ソ連はこれを戦略兵器の制限と削減に関する交渉と呼び、アメリカは戦略兵器削減交渉 (START) と呼んでいます。これまで5回にわた

って交渉が行われましたが、両者のアプローチに大きな差があり、実質的進展を見ておりません。1981年11月、米ソは核兵器に関する交渉に入りました。ソ連によるとそれはヨーロッパにおける核兵器制限交渉であり、アメリカは中距離核戦力(INF)交渉と呼んでいます。1983年11月、交渉はヨーロッパで新たな核兵器配備をめぐる米ソ間に合意が見られなかったため、中止されました。交渉の停止に続き、ソ連は1983年12月、戦略核兵器体系に関する交渉の再開期日を設定しないことに決定しました。

1985年1月7、8日の両日、A・グロムイコ・ソ連外相とG・シュルツ米国防長官はジュネーブで会談、両国間の新しい2カ国間交渉の方式と目標について意見の交換を行いました。新しい交渉では核及び宇宙兵器をめぐる問題の全分野にわたって取り上げることになっています。

38. 非核保有国に対する安全保障策は取られていますか

核拡散防止条約の枠組みの中で、1968年6月19日、安全保障理事会はソ連、イギリス、アメリカの3カ国が共同提案した安全保障の約束に関する決議を採択しました。それによって安全保障理事会は、非核保有国が核兵器による侵略もしくは核攻撃の脅しを受けた場合は、安全保障理事会、なかんずくその核保有国、すなわち常任理事国が直ちに行動をとることを認めました。非核保有国はそうした保障は歓迎しながらも、それは完全に安全を保障するものではないと考えて、核兵器の使用もしくは核兵器を使用するとの威嚇から非核保有国を守る効果的な国際的取り決めを行うようくり返し要請してきました。現在、軍縮会議がこの問題を取り上げています。

39. 核兵器の生産を停止させるため、その他どのようなことが行われていますか。

1984年、国連総会は核兵器の凍結を求めた3本の決議を採択しました。一つは「すべての核保有国」に核兵器の凍結に同意するよう要請し、核兵器の貯蔵を交渉によって削減することが緊急に必要であると指摘しています。第2の決議は、米ソに対し、「二大核兵器国」として、同時発表の単独宣言もしくは共同宣言を通して、核兵器の即時凍結を宣言するよう要請しています。さらにこの決議は、核兵器および運搬手段の全面的実験禁止及び新たな配備、兵器目的の核分裂物質の全面的生産停止も含むよう提案しています。第3の決議もまた「他の核保有国に対する模範となるような方法で二国間ベースでその核兵器」を同時に凍結するよう最大の核兵器庫を持つ米ソに要請しました。しかし多く

の国は、凍結は戦略的バランスの不均衡を恒久化し、かつ重大な検証問題を提起するとの理由で、核兵器の凍結という考え方を疑問視しています。

40. 特定の兵器を禁止するためどのような努力が行われていますか

総会は放射性物質を使用した兵器、すなわち一般に言う放射能兵器の生産、配備、貯蔵、使用を禁止する条約についても交渉するようジュネーブ軍縮会議に要請してきました。そうした兵器がこれまで開発されたとの情報はないのですが、国際社会は実際に製造される前にこの潜在的な大量破壊兵器を禁止すべきだと考えているのです。

化学生物兵器

41. 化学・細菌兵器が禁止されたのはいつですか

1925年のジュネーブ議定書は、戦争における有毒ガスおよび細菌学的戦争方法の使用を禁止しています。この議定書は化学兵器の使用を禁じたそれまでの協定を再確認し、その使用禁止を細菌兵器まで拡大しています。しかし、議定書はこれらの兵器の開発、生産もしくは貯蔵を禁止していません。現在、同議定書の当事国はおよそ100カ国です。当事国のほとんどは、そうした兵器が自国に対して使用された場合は、同兵器の使用で報復する権利を留保しています。

42. 細菌兵器の生産禁止はどのようになっていますか

1972年、「細菌(生物)兵器および毒素兵器の開発、生産および貯蔵の禁止ならびにこれら兵器の廃棄に関する条約」が署名されました。同条約は軍縮委員会全会議によって起草され、国連総会が承認したものです。生物兵器条約(一般にこの名で知られる)は、生物兵器の使用に関して1925年ジュネーブ議定書が規定する禁止に加え、生物兵器の開発、生産、貯蔵を禁じ、かつ既存兵器の廃棄を規定しています。したがって、この条約はこうした兵器の完全撤廃を定めたものです。当事国はその適用上生じる問題については互いに協議し、その解決に協力することになっています。義務の違反については安全保障理事会に苦情を申し立て、当事国は理事会が行ういかなる調査にも協力することになっています。条約の有効期間は無制限で、さらに化学兵器についても同様の禁止に到達する目的で交渉を続けるよう当事国——1984年半ば現在で98カ国——に義務付けています。

43. 化学兵器の全面禁止については何が行われていますか

ジュネーブ軍縮会議は、生物兵器の場合と同じように、化学兵器の開発、生産、貯蔵およびその廃棄を求める化学兵器条約を起草する交渉を続けています。しかし検証手続きなど、各種問題に対する取り組み方について見解が異なり、大きな進展は見られません。交渉が長びいていることから、国連は化学兵器条約の早期締結をくり返し求めてきました。

通 常 兵 器

44. 通常兵器の削減についてはどのような努力が行われていますか

1973年以来、北大西洋条約機構（NATO）およびワルシャワ条約の国々は、中欧相互兵力削減交渉（相互均衡兵力削減交渉としても知られる）の枠内で、ウィーンで会合を開いてきました。これらの交渉は中欧に展開されている軍隊や軍備を削減することを目的としています。一般的に展開される軍隊の上限については広い合意が見られますが、現在利用する軍隊の数について二つの側間に意見の相違が見られます。したがって、これまでのところ重要な進展は見られません。

45. 軍事支出を削減するために何が行われていますか

この何年もの間、国連総会は軍事費を削減する問題と取り組んできました。現在軍事費の80パーセントが通常兵器や軍隊のために使われています。しかしすべての国についての関連情報の入手や比較の仕方を中心とした情報の扱い方について実質的な差があるため、軍事支出を報告することが非常に難しくなっています。

46. 最近ではどのような協定が通常兵器の使用を規制していますか

1980年、国連会議は「過度に有害なまたは無差別効果を有する特定通常兵器の使用の禁止または制限に関する条約」（非人道的兵器条約）に同意しました。この条約は三つの議定書とともに、戦闘員、とくに文民およびその財産を保護する規則を設定しています。また、人体内でX線による探知困難な破片を残すような兵器や焼夷兵器、地雷、偽装爆弾のように、とくに残酷かつ非人道的な通常兵器の使用を禁止、制限しています。

宇宙の非軍事化

47. 宇宙での軍事活動によってどういう危険が生じるのでしょうか

1967年の宇宙条約は、核を地球軌道にのせること及び宇宙への設置を禁止しました。しかしながら条約は核兵器が宇宙を通過することを禁じていません。また、ASAT兵器と呼ばれる衛星攻撃兵器の開発の問題を十分に規制していません。1978年の第1回軍縮特別総会の最終文書の中で、同総会は「宇宙での軍拡競争を防止するため」に、宇宙条約の精神にそってさらに厳密な措置をとるよう求めています。次いで、宇宙においてすべての兵器を地球軌道にのせること及び設置を禁止するため、総会においてイニシアチブがとられ、また多くの決議は、軍縮会議に対して努力を強化し「宇宙での軍拡競争を防止する効果的で検証出来る協定」に向けての交渉をするよう求めました。1983年総会は、軍縮会議がさらに努力して、「宇宙でのあらゆる形態での軍備競争を阻止するための一つまたは複数の協定締結」に向けて作業グループを設置するよう求めました。しかし、1984年の会期において軍縮会議は下部機関への適切な委任事項をどうするかについてコンセンサスを得ることができませんでした。

48. 弾道ミサイル迎撃網についてはどうでしょう

最近、科学者や政策立案者たちは、レーザー光線や粒子ビームのようにとくに新しい宇宙技術を用いて効果的な弾道ミサイル迎撃網（BMD）システムをつくるのが可能になってきたと考えはじめています。このシステムでは、打ち上げ後間もない上昇中のミサイルを破壊しもしくは飛行中ならびに地上の目標に向けて大気圏へ再突入中の弾頭を破壊することができるものとされています。BMD論者は、このようなシステムが一度所をえるならば従来の軍事理論に関して大きな変化が生じるであろうと考えています。とくにそれは、大量報復の戦略（相互確証破壊＝MAD）の放棄を意味し、代わって潜在的な核攻撃に対する積極的な防衛兵器に依存することになるというわけです。しかしBMDの反対者たちは、防衛システムが不安定になる影響を強調します。彼等にはまだ多くの技術的な問題が残されているという事実を指摘し、そのようなシステムの実験、配備については現在、1972年のABM条約、1967年の宇宙条約、及び1963年の部分核停条約のような現行の軍備管理条約の順守に関して一層難しい問題をひきおこすことになるだろうと述べています。さらに彼等は、宇宙兵器は、衛星攻撃用兵器の一層の開発を引き起こすことになると思います。

環境変更

49. 不良な環境変更の禁止についてどういうことがなされましたか

科学技術の発達によって環境、とくに天候や気象を軍事目的で変化させることが可能となりました。ジュネーブの軍縮委員会会議は、環境変更技術の軍事的な使用や、それを悪化させるような使用の禁止条約を作成し、1977年から署名を開始しました。ENMOD条約として知られているこの条約は、当事国に対して、他の当事国に対する破壊、損害、損傷手段として広域で、長期的かつ重大な効果をもつ環境変更技術の軍事的その他の悪化を招く使用をしないことを定めています。条約はたとえば、気象パターンを大きく変えたり、地震や津波、海流の変化などをおこすような技術の使用を禁じています。またそれは、地球のオゾン層、電離層、一地域の生態系のバランスを破壊するような行為も禁じました。ENMOD条約の当事国による再検討会議が1984年に開かれました。コンセンサスで採択された最終文書は、条約の全条項はこれまでのところ完全に尊重されているとのべ、戦争の手段として環境変更技術を禁じている本条約の人類にとっての重要性が強調されました。

信頼醸成措置

50. 「信頼醸成措置」というのはどういうことなのでしょう

「信頼醸成措置」という言葉は、1975年のヨーロッパにおける安全と協力に関するヘルシンキ会議の最終議定書の中で、軍事活動の通告及び観察の若干の措置を指して用いられました。その後、この種の措置として他に多くの措置が提案されています。たとえば、相互信頼を高めるために軍事関係事項の公開性を高める措置、事故及び危機管理措置、戦争の危険を減らす措置などです。

51. 信頼醸成措置はどのような役割を果たすのでしょうか

1978年の第1回軍縮特別総会の最終文書によると、軍縮の過程をすすめるために、国際平和と安全を強化し、諸国家間に信頼を築く措置をとり、政策を追求することが必要です。最終文書はとくに「平和の維持と平和的手段による国際紛争や解決の制度を強化する」必要があるとうたっています。その後総会は信頼醸成措置に関して多くの決議を採択し、この問題について事務総長による研究が行われています。さらに軍縮委員会は最近、どういう種類の信頼醸成措置が適切であるかを見定める一連の指針の作成に当たってきました。それでもなお信頼醸成措置に関するアプローチの相違、とくに大規模な政治的手段と具体的な軍事的措置の間の違いのために、これまでのところコンセンサスを得るに至っていません。信頼醸成措置及び安全保障定立措置もまた、全欧安保会議の枠内で討議されることになっています。

軍縮への包括的アプローチ

52. 「全面完全軍縮」とはどういうものですか

1959年に国連総会は、有効な国際管理の下での全面完全軍縮（GCD）を求める決議を全会一致で採択しました。全面完全軍縮は、軍縮の分野での国連の努力の究極の目標となっています。しかしながら、同時に総会は、その目標へ向かう部分的措置を詳細にわたって作成することを求めています。GCDに対するアプローチは、1961年にはソ連とアメリカの間で交渉されて総会が承認した合意原則共同声明にも展開されています。声明はマックロイ・ゾーリン合意といわれていますが、その中で、GCDは、諸国が国内秩序を維持し国連平和軍への兵力提供に必要と認められる非核兵器、軍、施設及び機構をもつことは自由であると認めるものでした。許容基準を越える国防力は解除され、したがって軍事費も停止されるとされました。

この軍縮プログラムは「厳格で有効な国際管理」の下で、検証付きで均衡ある段階を追って実施されなければなりません。しかし、米ソ両当事国は、合意に達することができませんでした。だが1978年の最終文書は、1961年の共同声明の結論を再確認して、「軍縮のプロセスにおける各国の努力の究極の目的は、有効な国際管理の下での全面完全軍備にある」とくり返しのべています。

53. 「包括的軍縮プログラム」について説明して下さい

1978年の軍縮特別総会の最終文書は、CDに対して「有効な国際管理の下での全面完全軍縮という目標を確実に現実のものとするために」包括的軍縮プログラムを作成するよう要請しました。軍縮会議は、多くの提案を検討しました。すべての関係国に受け入れられる単一の文章に合意することはできなかったのですが、1982年の軍縮特別総会には交渉草案が提出されました。会期中にアプローチの相違をなくすことができず、プログラム案は交渉継続のためにCDに差し戻されました。1983年にはCDはより穏健で簡単なプログラムを総会に提出することに成功しました。総会はCDに対して包括的プログラムの作成審議を続けるよう、そして1986年までに完全な草案を提出するよう要請しました。1984年会期中にCDは本件について、なんの進展もみせることができませんでした。

軍 縮 機 関

54. 国連総会は軍縮問題をどのように扱っていますか

総会は、軍縮の分野での国際連合の主要審議機関で、すべての国際安全保障及び軍縮問題について審議し、勧告を行う任務をもっています。近年総会は軍縮問題について年に60以上の決議を採択しています。総会の第一委員会は全加盟国の代表からなり、1978年の軍縮特別総会以来、専ら軍縮とそれに関連する国際安全保障の問題を扱っています。そこでの決定は、出席しかつ投票する加盟国の過半数をもってなされ、決議案として審議と採択を求めて総会本会議に送られます。第一委員会の事業には、二つの軍縮特別総会の決定及び勧告の再検討と実施のほか、以下のような問題を含みます。すなわち核戦争の防止、全面核実験禁止、核兵器凍結、非核兵器地帯の設置、軍事費削減、生物化学兵器宇宙軍拡競争の防止、核兵器の使用又は使用の威嚇に対して非核保有国の安全を強化する国際条約の締結などです。

55. 他に軍備を扱う審議機関はありますか

国連軍縮委員会（DC）は、総会閉会中に軍縮問題討議の場となります。そのようなわけで委員会は普通5、6月に約4週間にわたってニューヨークで会議を開きます。DCは、総会の手続規則に従って動きますが、可能な限り実質問題に対する決定はコンセンサスで採択するよりあらゆる努力を払うことが合意されています。1978年にDCが再開されて以来取り上げられた議題には次のようなものがあります。包括的軍縮プログラムに含まれるべき諸要素、核兵器、軍縮と開発の関係、通常兵器に関する包括的研究の指針、信頼醸成措置のための指針の作成、軍事費削減の全体的問題、南アフリカの核能力の問題などです。

56. 他に軍縮を扱う国連機関がありますか

国連総会の多くの委員会や、今活動中の作業グループがありますが、その中には世界軍縮会議特別委員会、インド洋に関する特別委員会、ほか軍事研究と開発、非核兵器地帯などに関する政府専門家によるいくつかの研究グループなどがあります。また国連機関の中には、軍縮研究諮問委員会、国連軍縮調査研究所ほか、その実質作業の一環として、またその権限内に含まれる限りにおいて軍縮関連事項を扱ういくつかの専門機関があります。国連事務局の中には、ニューヨークの国連本部の中に軍縮問題局がおかれています。ジュネーブには

同局の支部があります。

57. 軍備制限及び軍縮措置はどこでどのようにして交渉されるのでしょうか

多国間軍縮交渉は、ジュネーブで開かれる軍縮会議で行われます。その他、そのような交渉は地域レベルでも行われてきました。たとえばラテンアメリカの非核兵器地帯の設置、NATOの加盟国とワルシャワ条約諸国との間でウィーンで行われている中歐兵力削減交渉、ストックホルムで開かれているヨーロッパ信頼醸成措置及び安全保障措置会議があります。米ソの二大核兵器国間の二国間交渉は、特別会議で実施されています。その例として戦略兵器削減交渉（SALT I及びII）、最近では戦略兵器削減交渉があり、すべてソ連とアメリカ間でジュネーブで行われてきました。

58. 軍縮会議というものについて説明して下さい

国際社会唯一の多国間軍縮交渉の場である軍縮会議（CD）は、その前身である軍縮委員会会議（1969—1978年）、18カ国軍縮委員会（1962—1969年）、及び10カ国軍縮委員会（1959—1962年）が行ってきた軍縮交渉努力を引き継いでいます。CDが今日ようになったのは、1978年の軍縮特別総会によるものです。メンバーは40国ですが五つの核兵器国の全部と、35のそれ以外の国々です。具体的には中国、中立・非同盟諸国21、社会主義国9、西側諸国9です。軍縮会議は1979年から1983年までは軍縮委員会という名称を用いていましたが、ジュネーブで毎年約6カ月にわたって会議を開きます。CDは総会の勧告を考慮に入れてそれ自身の議題を作成し、総会に対して年一回あるいは適当な場合にはそれ以上報告を出します。最近、CDは次のような問題を扱いました。核実験禁止、核軍備競争の停止と核軍縮、核戦争の防止とそれに関連するすべての問題、化学兵器、宇宙空間軍備競争の防止、非核保有国に対する保障、新型大量破壊兵器、放射能兵器、包括的軍縮プログラムなどです。

軍縮特別総会

59. 第1回軍縮特別総会の最終文書について教えてください

1978年5月23日から7月1日まで、第10回目の特別総会、軍縮に焦点を絞ったものとしては第1回目の特別会期を開きました。初めて諸国家の共同体は、総合的な軍縮の戦略についてのコンセンサスをえて、これを同総会の最終文書としました。この最終文書の宣言に示された原則は軍縮の指針となり、軍縮は国際連合憲章の精神及び文言を現実的に具体化したものとみられています。最終文書の行動計画は、軍縮の優先順位を「核兵器、化学兵器を含む他の大量破壊兵器、過剰殺傷ないしは無差別効果をもつとみられるすべてのものを含む通常兵器、及び兵力削減」にしています。それは「核兵器が人類及びその生存に最大の脅威をもたらす」こと、及び「核兵器を用いる戦争の危険を回避するために、あらゆる側面において核軍備競争を止め、それを逆転させることが必要である」ということを強調しています。またそれは、核軍縮に必要な措置を列挙し、NGO(民間団体)の役割を高めるなど、軍縮に対する世界世論をおこすための具体的な措置をのべています。最終文書は人類は軍備競争を止め、軍縮に進むのか、さもなければ絶滅かの選択に直面しているとのべています。それはまた、軍縮措置は公平で均衡がとれ、各国の安全保障に対する権利を確保するような方法で採用されなければならない、と明言しています。軍縮の過程の各段階において、兵器及び兵力の最低水準においても安全が損われないことを目的としなければなりません。

60. 最終文書はどのように実施されていますか

軍縮機構が一層強化されました。とくに審議機関及び交渉機関に関する勧告が実施に移されて、軍縮会議は今やすべての五つの核兵器国を含むようになり、1965年以来会議を開いていなかった軍縮委員会が活動を再開しました。軍縮会議は、最終文書に勧告された包括的軍縮プログラムの作成にたずさわるほか、他の軍縮の部分的措置にもとりくんでいます。軍縮に関する専門家を育てるために、軍備の研修プログラムが発足し、かねて勧告されていた世論喚起の活動が始められました。また軍縮研究諮問委員会がつくられ、多くの専門研究が行われています。その中には最終文書が要求している研究のほか軍縮と開発、軍縮と国際安全保障、軍備競争の経済社会的影響などがあります。最終文書が求めているところに従って過剰殺傷性あるいは無差別的効果をもつとみられる若干の通常兵

器の使用禁止または規則に関する条約が1980年に結ばれました。

61. 1982年の第2回軍縮特別総会の成果は何でしょう

困難な国際情勢および加盟国間の意見の相違のために、特別総会では手続的な性格の濃い結論文書が合意されたにすぎません。しかしながらこの文書は、1978年の特別総会の最終文書の有効性を全会一致で再確認することを明言し、すべての国連加盟国の同文書に対する厳しゅうな誓約を再確認しています。特別総会の第一日目には全会一致で世界軍縮キャンペーンが発足しました。総会はまた、キャンペーンの目的と内容を明確にし、その事業の進め方の大枠を示しました。総会は、軍縮研修プログラムを推奨し、研修員の人数を年に20人であったものを25人に増やしました。18人の国家元首及び首相、44人の外相が総会で演説をしました。また47カ国、450の民間団体（NGO）から3,000人以上の個人が総会に出席し、その間53のNGO、22の研究所代表が発言しました。

62. 世界軍縮キャンペーンとはどのようなものですか

国際連合の世界軍縮キャンペーン（WDC）は、1982年の第2回国連軍縮特別総会で全会一致で発足しました。WDCの目的は、軍備制限と軍縮の分野での国際連合の目的を広報、教育し、理解と支持を高めることです。キャンペーンの普遍性を保証するために、すべての国々の協力と参加が必要です。とくに各国は、国連との協力において軍備制限と軍縮の問題に関する情報の流れをよりスムーズにし、誤まったり、偏ったりした情報が流布しないよう努めることを求められています。キャンペーン実施の枠組みの中で、国連はメキシコ、ケニア、タイ、ルーマニア、インド、ベネズエラ、ソ連の各国でセミナーや会議を開きました。また国連は、国連軍縮年鑑、ファクトシート、定期刊行物である軍縮、WDCニューズレターほかの刊行物を出すなど、広報用資料を世界中に配布する様々な活動、プログラムを実施しています。

1985年10月10日 初版発行
1986年5月23日 第3刷発行

国際連合広報センター

東京都港区南青山1-1-1
新青山ビル西館22階

〒107 電話(475) 1611～4

